

**まちづくり分野への成果連動型民間委託契約方式（PFS・SIB）導入
を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援事業**

公募要領

令和5年6月20日

国土交通省都市局まちづくり推進課

株式会社日本経済研究所

1. 本事業の背景と目的

少子高齢化や人口減少に伴い、地方公共団体の財政状況が厳しくなる中、まちづくりの分野においても、財政負担の削減、施策効果の最大化を図る仕組みの導入が急務となっています。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においては「成果連動型民間委託契約方式（PFS）を通じた社会課題解決」に向けて、「医療・健康、介護分野での横展開と、再犯防止、環境、まちづくりなどの分野での事例構築を進める」としており、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和5～7年度）」（令和5年3月2日関係府省庁連絡会議決定）では、「重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心にPFSの活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズ等を踏まえながら、就労支援、環境、まちづくり等の多様な領域への展開を進め、地方公共団体等が社会課題を解決する一つの標準的な選択肢として、PFSを普及させる」こととしています。また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）では、「複数年度の案件形成支援や予算の戦略的活用により、SIBを含む成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一層の拡大を図る」ことに言及されています。

これらの情勢を踏まえ、国土交通省では、まちづくり分野へのPFS・SIBの導入を更に進めるため、具体的に導入検討する地方公共団体を選定し、コンサルタント等の専門家を派遣することで、導入検討及び案件形成を支援します。また、支援を行うと同時に、地方公共団体における実務面での課題の整理や支援対象事業構築に向けた情報収集を行います。

なお、本事業は、国土交通省が株式会社日本経済研究所（以下、「日本経済研究所」）に委託する「まちづくり分野における成果連動型民間委託契約方式（PFS・SIB）の活用促進に向けた地方公共団体への導入支援等調査検討業務」の一部として行われるものです。

2. 本事業の全体像

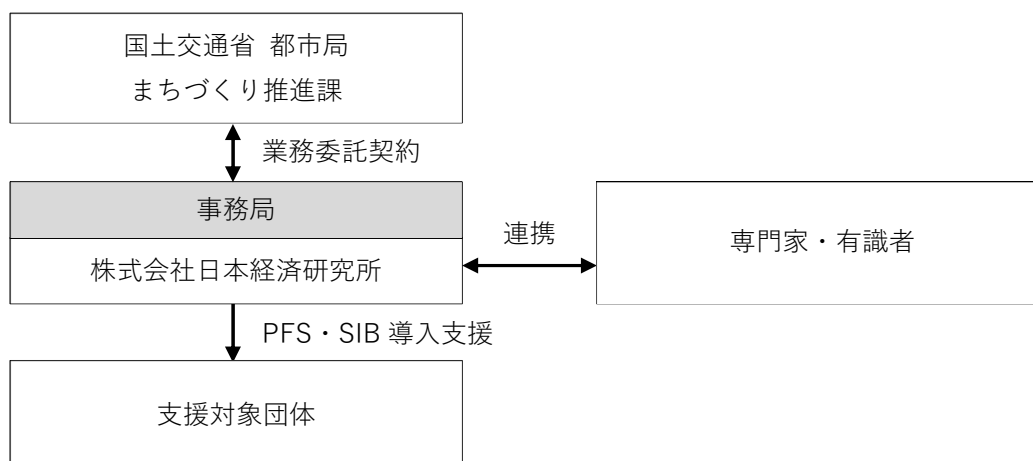
(1) 本事業の概要

本事業では、まちづくり分野における PFS・SIB 事業を令和 6 年度以降に実施することを積極的に検討する支援対象団体を募集・選定し、選定された支援対象団体に対して、外部専門機関（日本経済研究所）を派遣し、PFS・SIB 事業の導入支援を行います。なお、採択された支援対象団体に対しては、本事業の実施結果の公表等にご協力をお願いする場合があります。

(2) 本事業の実施体制

支援対象団体の募集・審査等の事務局業務全般は、国土交通省より日本経済研究所へ委託を行い、実施・運営されます。支援期間中は、日本経済研究所及び日本経済研究所が指定する専門家等の助言や有識者の意見を参考に、適宜、事業内容の改善をお願いする場合があります。より良い案件形成を行うために協力をお願いします。

図表 1 本事業の実施体制



(3) 支援内容

本事業は、支援対象団体に対する委託や補助を行うものではなく、支援対象団体における PFS・SIB 事業の導入にあたり、日本経済研究所及び日本経済研究所が指定する専門家等が助言等を行うものです。なお、支援対象団体においては、これらの助言等に当たって発生する経費（人件費、交通費等）の負担はありません。

支援内容は以下の項目に関する助言等を想定していますが、支援対象団体の PFS・SIB 事業の検討状況や事業内容等により、変更されることがあります。

- ①地域課題の洗い出し、及び課題解決に資する事業の実施についての検討
- ②成果指標についての検討
- ③支払基準についての検討
- ④財源確保についての検討
- ⑤成果の評価方法についての検討
- ⑥資金調達方法についての検討
- ⑦民間事業者の選定に際する募集要項（記載事項）の検討
- ⑧契約書（記載事項）の検討

3. 応募要件

(1) 対象事業

本事業は、まちづくり分野における PFS・SIB 事業の導入検討を対象とし、自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域（エリア）において実施され、そのエリアの住民や来訪者が受益者となるものを対象とします。

なお、まちづくり分野は、その内容が広範であるため、応募事業の企画・検討に役立てていただけるよう、まちづくりの目的と手法を参考資料に例示します。

(2) 支援対象団体

地方公共団体

※複数の地方公共団体や民間事業者を含む複数団体での申請も可能です。その場合、代表団体となる地方公共団体を定めて申請してください（民間事業者は代表団体になれません）。

(3) 採択予定団体数

1 団体

4. 公募プロセスとスケジュール

本事業は、以下のようなスケジュールで実施する予定です。ただし、状況により日程が前後する場合があります。

図表2 公募・選定・支援スケジュール

日程	内容
令和5年6月20日（火）	公募開始
令和5年6月20日（火）～ 7月14日（金） <u>7月28日（金）</u>	<u>事前相談申込期間</u>
令和5年7月3日（月）～ 7月28日（金） 8月10日（木）	事前相談期間
令和5年 <u>8月25日（金）</u>	<u>公募締切（12:00 必着）</u>
令和5年9月中旬	支援対象団体採択
令和5年9月下旬～令和6年1月上旬	支援対象団体への PFS・SIB 導入支援実施

5. 事前相談

応募要件への合致を確認する観点から、**必ず事前相談を行ってください。**

(1) 事前相談への対応

事前相談の受付後、日本経済研究所において支援対象に該当するか等の視点で、相談内容を確認の上、必要に応じて申請検討内容に関する助言を行います。

なお、事前相談は複数回の実施も可能です。検討中の事業概要を示していただくなど簡易な内容で差し支えありませんので、早めの相談をお願いします。

(2) 相談申請方法

事前相談様式（様式1）に記入の上、「10. 問い合わせ先」のメールアドレス宛にご連絡ください。

メールの件名は、以下のように入力してください。

・件名：「事前相談 ○○県▲▲市」

(3) 相談方法

「Microsoft Teams」を用いた、ビデオ通話による相談を基本としますが、簡易な相談であればメールにより回答します。

事前相談様式（様式1）にいただいた希望日時をもとに、事務局から相談日時をご連絡し、ビデオ通話により相談事項についてご回答します。

6. 応募書類

応募書類については、申請様式（様式2、様式3）を下記の「10. 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に提出してください。

メールの件名は、以下のように入力してください。

・件名：「応募申請 ○○県▲▲市」

なお、提出にあたっては、申請様式（様式2、様式3）を Microsoft Word 形式（Word 2007バージョン以降、拡張子「.docx」）又は PDF 形式で、電子メールに添付して提出してください。参考資料の提出は可能ですが、電子メールで送付可能な資料のみとします。

7. 公募における留意事項

- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 本公募要領と併せて公開されている申請様式（様式2、様式3）以外での応募は認められません。
- ・ 提出後の応募書類の変更、差し替えは認めません。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。ただし、採択された場合は、支援時の打合せ等で内容確認のため使用する場合があります。
- ・ 公募締切後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。
- ・ 本公募についての問い合わせは「10. 問い合わせ先」（日本経済研究所）へご連絡ください。

8. 採択方式及び手順

(1) 採択方法

外部有識者（非公表）を委員とした審査会を実施して提案内容の審査を行い、支援対象団体を決定します。

審査の結果については、日本経済研究所より個別に電子メールにて通知します。

(2) 審査基準

支援対象団体の採択にあたっては、以下に示す3つの審査の視点と、それらに紐づく審査のポイントをもとに審査を実施します。検討の状況を確認する内容となっていますが、現段階で必ずしもすべての項目が達成されている必要はありません。

図表3 審査基準

審査の視点	No.	審査のポイント
本事業との関連性・実施効果	1	解決したい課題が明確か
	2	まちづくり分野に関連する事業であるか
	3	課題に対応した事業内容となっており、まちづくり分野において成果を期待できるか
	4	一定のエリアを定義しており、エリアへの効果が期待できるか
	5	対象とするエリアの受益者が具体的であるか
事業の検討状況	6	庁内で検討できる体制があり、課題を解決する上で関与が必要なステークホルダーを把握しているか また、今後体制を整える準備ができているか
	7	成果指標、評価方法等の検討が進んでいるか
	8	既存事業等で取り上げた課題や既存の取組みの効果に関するデータを保有している、又は利用できるか
PFS・SIB活用の妥当性・他地域への展開可能性	9	PFS・SIB活用の理由が明確で、民間のノウハウを活用することで、既存サービス以上の効果を期待できるか
	10	まちづくり分野において、他地域でも展開可能な内容となっているか

(3) 留意点

審査会及び同審査会における検討内容については非公開です。

審査の都合上、応募後に提案内容に関する説明や追加資料の提出を求めることがあります。

選定結果に関する問い合わせについては応じかねますのでご了承ください。

9. 採択後の留意点

採択後、提案された事業内容（スキームや成果指標等）の変更を求める場合があります。

PFS・SIB 導入支援の進捗や結果については、資料提供やプレゼンテーションの形でご報告をいただく場合がありますので、ご協力ください。

本事業の支援内容及び結果については、国土交通省の裁量により使用・公表されることを予めご了承ください。

なお、採択されなかった場合も、案件形成に資するよう情報提供等を行います。

10. 問い合わせ先

本公募要領に関するお問い合わせは、原則として、以下に記載するメールアドレス宛に電子メールでご連絡をお願いします。

問い合わせ窓口の締め切りは、令和5年8月25日（金）12:00とします。

<問い合わせ・提出先>

事務局窓口	：「まちづくり分野への成果連動型民間委託契約方式（PFS・SIB）導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援事業」事務局 株式会社日本経済研究所 公共デザイン本部地域マネジメント部 霜中、加茂
メールアドレス	：mlit.pfs-sib.r5@jeri.co.jp
電話番号	：03-6214-4612

(参考資料)

まちづくりの目的や手法としては、例えば以下のようなものが考えられます。

あくまで参考であり、対象事業の目的や手法を以下に限るものではありません。

図表4 まちづくりの目的 (参考)

No.	まちづくりの目的	具体的な内容
1	賑わいの創出 (地域(エリア)の活性化)	人の誘引、滞在時間の増加
2	コミュニティの形成	愛着の醸成、コミュニティの形成・活動活性化
3	(心身の)健康維持・増進	歩行の促進、交流促進
4	環境負荷の低減、生物多様性の保全	低炭素社会の実現や自然環境保護、生物多様性の促進
5	景観の維持・形成	歴史・文化的景観や自然景観の維持・形成
6	安全・安心の実現	犯罪発生数の減少や防災・減災
7	歴史・文化の保存	歴史・文化の保存や発信
8	産業の維持・振興	人材の吸引、産業の維持・創出
9	利便性向上	交通利便性向上、バリアフリー、来訪者への情報提供

図表5 まちづくりの手法（参考）

類型	No.	まちづくりの手法	概要
ハード	1	施設の整備（新設・改修）	賑わい交流施設や市民サービスに資する施設の新設や改修
	2	公園・広場・街路空間の整備（新設・改修）	公園・緑地・広場・街路空間等の新設や改修
	3	遊休不動産等の活用	空き家・空き店舗等の活用やリノベーション
	4	交通基盤等の整備	歩行者・自動車・新モビリティの交通ネットワークの形成のための空間を整備するもの
	5	仮設店舗やストリートファニチャー等の設置	仮設的なファニチャーやキッチンカー、コンテナ等の設置によって空間の創出を行うもの
ソフト	6	イベントの実施	まちの賑わいや人々の出会い・交流を目的としたイベントの実施
	7	セミナーや教育プログラムの実施	人材育成やスキル習得を目的としたセミナーやプログラムの実施
	8	市民活動の促進	例えば、住民ワークショップや清掃活動の実施、地域団体の設立により、市民の交流や地域活動を促進するもの
	9	公共空間整備運営	歩行者空間の充実化、各種設備の整備等の来訪者、滞在者の利便性や憩いの場を提供
	10	経済活動基盤強化	企業立地や新規店舗の誘致など経済活動の活性化を支える基盤形成
	11	DX・スマートシティ推進	市民サービスや行政サービスの高度なデジタル化・新技術の活用によりサービスのDX化や、スマートシティの取組を実施
	12	計画やビジョンの策定・推進	計画やビジョンを策定・広報・推進し、取組意識の醸成や計画の推進
	13	プロモーション	地域が持つ特徴をブランド化し、域内外に発信